

退職後の選択肢のひとつ

任意継続組合員制度のご案内

退職後に引き続き当組合の健康保険を利用する任意継続組合員制度をご案内します。

任意継続組合員になることを希望する方は、3月中旬頃までに共済事務担当課をとおして希望調査を行いますので、その際に申し出てください。

なお、令和8年度の短期および介護の掛金率は、3月に当組合ホームページにてお知らせします。



加入資格	退職の日の前日までに1年以上組合員期間がある方
期間	退職後に最長2年間加入できます。
任意継続掛金	<p>任意継続掛金は、医療に係る短期掛金と介護に係る介護掛金（40歳以上65歳未満の方のみ）および子ども・子育て支援掛金（令和8年度新設）の合算額となります。</p> <p>※任意継続組合員は地方公共団体負担がなくなるため、今まで給与から控除されていた掛金の約2倍となります。</p> <p>掛金額（1ヵ月分）</p> <p>短期掛金 =以下の①か②のいずれか低い額×短期掛金率 子ども・子育て支援掛金=以下の①か②のいずれか低い額×子ども・子育て支援掛金率 介護掛金 =以下の①か②のいずれか低い額×介護掛金率</p> <p>①退職月の短期標準報酬月額 ②当組合が定款で定めた額（380,000円） (参考：令和7年度の掛金率 短期 98.8/1000 介護 15.2/1000)</p> <p>※子ども・子育て支援掛金率は、令和7年11月現在、2.4/1000となる見込みであることが子ども家庭庁より示されています。</p>
掛金の納入方法	<p>12ヵ月払いと6ヵ月払いのいずれかを申出時に選択していただきます。（前納による割引きあり。）</p> <p>納付案内を3月下旬に共済事務担当課をとおして送付しますので、<u>退職した日の翌日から20日以内</u>に払い込みをお願いします。</p> <p>令和8年3月31日退職の場合</p> <p>12ヵ月払い……令和8年4月から令和9年3月までの掛金を4月20日までに納付。 6ヵ月払い……令和8年4月から令和8年9月までの掛金を4月20日までに納付。 <u>※6ヵ月払いの場合、10月から3月までの掛金は9月30日までに納付していただきます。</u></p>
資格情報のお知らせ等の交付	3月末頃までに資格情報のお知らせ（組合員・被扶養者分）および資格確認書（マイナ保険証の利用がない方のみ）を共済事務担当課をとおして交付する予定です。
被扶養者	<p>原則、被扶養者資格は継続します。</p> <p>なお、退職前と同様に当組合の被扶養者の資格を備えていることが条件となりますので、就職等により被扶養者の資格が取消となる方は、共済事務担当課へご連絡をお願いします。</p>

<p>給付内容</p> <p>退職前と同様の短期給付が受けられ、同じ月に同じ医療機関に支払った自己負担額が25,000円（基礎控除額）を超えた場合に、その超えた額を附加給付として支給します。ただし、休業給付（傷病手当金※、出産手当金、休業手当金および育児・介護休業手当金）は除きます。また、共済貯金や人間ドックの助成等、福祉事業の一部を利用できます。</p> <p>※在職中に支給要件を満たしていれば、退職（資格喪失）後も受給できる場合があります。</p>
<p>資格喪失</p> <p>次の①～⑤のいずれかに該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。なお③～⑤に該当した場合は、当組合へご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①任意継続加入後2年を経過したとき ②任意継続掛金を納付期限までに払い込まなかったとき ③再就職等により、他の医療保険制度に加入したとき ④任意継続組合員でなくなることを希望したとき ⑤死亡したとき <p>※③～⑤により資格喪失したときは、未経過期間の掛金を返還します。</p>

任意継続組合員の皆さんへお知らせ

▶ 確定申告について

任意継続組合員の掛金は、所得税の確定申告時に社会保険料控除の対象となります。

令和7年中に納付いただいた任意継続掛金の「納付証明書」は、1月末に送付いたしますので、確定申告等にご使用ください。

なお、証明額は、令和7年1月から12月の間に納付いただいた金額となります。

▶ 任意継続組合員の更新手続きについて

● 加入後2年が経過する方

資格喪失日の約1週間前に「任意継続組合員資格喪失証明書」を送付しますので、国民健康保険等への加入手続きをお願いします。現在使用されている資格確認書は、有効期限が過ぎましたら速やかに当組合まで返還してください。

● 加入後2年に満たない方

4月以降の更新手続きについて、3月上旬にご案内の文書を送付しますので、令和8年度の掛金額をご確認のうえ、継続または脱退についてご検討ください。

● 継続または脱退を判断するポイント

6ページ「共済組合の各種事業に係る退職時の手続き等について」の「健康保険」を参考にご検討ください。

※令和7年中の収入が少ない方は、任意継続掛金より国民健康保険料のほうが安い傾向にあります。

任意継続組合員で
いられる期間は
最長で2年間です

